

○狛江市大規模開発等事業構想検討会運営規則

平成25年10月17日規則第81号

改正

平成27年1月16日規則第1号

平成31年1月15日規則第5号

狛江市大規模開発等事業構想検討会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号。以下「条例」という。）第61条第1項の規定に基づき開催される構想検討会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催の要請)

第2条 近隣住民又は事業者は、条例第60条第1項の規定により構想検討会の開催を要請するときは、構想検討会開催要請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 構想検討会の開催要請は、原則として同一人による複数回の要請は認められないものとする。

3 条例第60条第1項に規定する構想検討会の開催要請は、条例第59条第1項の規定による説明会の開催日から3週間以内に行うことができる。

(会議)

第3条 構想検討会は、条例第8条に規定する狛江市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員長が招集する。

2 構想検討会は、委員会の委員3名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 構想検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事前検討会)

第4条 条例第60条第3項の規定による事前検討会は、委員長が招集する。

2 事前検討会は、近隣住民及び事業者から個別に意見を聴取する。この場合において、必要に応じて市からも意見を聴取することができる。

3 構想検討会が必要と認める場合は、構想検討会の開催期間中であっても事前検討会を開催することができる。

(審理の方法)

第5条 構想検討会に近隣住民、事業者、市長その他関係人又はこれらの者の代理人（以下「関係人」という。）の出席を求める場合は、構想検討会出席要請書（第2号様式）により関係人に通知するものとする。

2 構想検討会は、次のとおり審理を行う。

(1) 事業者は、開会冒頭に事業概要について説明するものとする。

(2) 第2条第1項の規定により要請をした者は、前号の説明の後、要請の理由について述べるものとする。

(3) 構想検討会は、論点の整理を行い、近隣住民及び事業者は、論点ごとに

質疑応答を行うものとする。

- 3 構想検討会で審理した結果、合意に至った内容については、原則として再度審理することはできない。

(構想検討会の報告)

第6条 条例第62条第1項の規定による報告は、構想検討会報告書(第3号様式)により行うものとする。

(庶務)

第7条 構想検討会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか構想検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年1月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市大規模開発等事業構想検討会運営規則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則(平成31年1月15日規則第5号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式から第3号様式まで(省略)